



# ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

**Q1** 少子化対策により、出産と子育ての助けになる制度が沢山あるようです。どんな制度があるのでしょうか？

**A1** 赤ちゃんを産みたいと思っても、出産・育児に費用がかさみ知識がないとどうしたら良いのか不安になりますね。今日は不妊治療から再就職までの一貫したサポート制度をご紹介します。

## 【出産まで】

- ①特定不妊治療費(都道府県)  
1回につき15万円(初回30万円)まで
- ②妊婦健康診査(市区町村)  
病院で使える受診票14回分
- ③傷病手当金(健康保険)  
1日につき標準報酬日額の2/3相当額
- ④失業給付(雇用保険)  
受給資格期間(原則1年)を最長3年延長
- ⑤医療費控除(国税庁)  
健康保険対象外の不妊治療の費用を所得控除

## 【出産時】

- ①高額療養費(健康保険)  
帝王切開術等で、限度額を超えた医療費を還付
- ②出産手当金(健康保険)  
1日につき標準報酬日額の2/3相当額  
産前6週間、産後8週間の休業期間支給  
(双子以上は産後14週間)
- ③出産一時金(健康保険)  
妊娠4ヶ月(85日)以上の出産、1児42万円  
一時金を直接病院に支払ってくれる仕組みあり

## 【出産後】

- ①児童手当(市区町村)  
3歳未満は月1.5万円、3歳～中学生は月1万円、  
受給者の所得制限あり
- ②医療費助成(市区町村)  
子どもの医療費の一部又は全額を助成
- ③育児休業給付金(雇用保険)  
賃金日額の67%相当額(6ヶ月経過後は50%)

**Q2** 晩婚化により、赤ちゃんを授かるのが難しい方もいると聞きます。不妊治療などを支援する制度について教えてください。

**A2** 不妊治療は、費用が高額になったり、治療のために会社を辞めなくてはならない場合があったり、大変な例があると聞いたことがあります。それでも確実に赤ちゃんを授かることができるとは限りませんが、可能性がある限りチャレンジしたい気持ちは良くわかります。

助成制度は各都道府県により多少の違いがあるようです。例えば千葉県の「千葉県特定不妊治療費助成事業」の概要は次のとおりです。

## 【対象となる治療法】

- ・体外受精・顕微授精(特定不妊治療)
- ・男性不妊治療

## 【助成対象者】

- ・法律上の婚姻している夫婦
- ・夫婦いずれかが千葉県内に住所を有する
- ・治療初日において妻が43歳未満
- ・特定不妊治療以外の治療法以外妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師の診断された
- ・夫婦の前年の合計所得が730万円未満
- ・指定医療機関において特定不妊治療を受けた

## 【助成の内容】

- ・初回の治療は30万円まで
- ・1回の治療につき15万円
- ・初回申請時40歳未満は通算6回まで  
初回申請時43歳未満は通算3回まで

また、過去には赤ちゃんを授かっても、高額な妊婦一般健診を受けることができず、出産時に突然病院に駆け込む妊婦もいました。

今では妊婦一般健診も妊娠から出産まで14回の公費負担ができ安心して健診できます。どうぞ、安心して可愛い赤ちゃんを産み育ててください。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980